

議案第 86 号

鎌倉市職員の給与に関する条例及び鎌倉市職員の
勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

鎌倉市職員の給与に関する条例及び鎌倉市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成22年 2 月17日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

労働基準法の改正を踏まえ、月に60時間を超える超過勤務に係る超過勤務手当の支給割合の改定及び当該支給割合の引上げ分の支給に代える措置として超勤代休時間の新設を行おうとするものである。

鎌倉市職員の給与に関する条例及び鎌倉市職員の勤務時間及び
休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 鎌倉市職員の給与に関する条例（昭和26年3月条例第8号）の一部を次のように改正する。

第13条第3項中「この項」を「この条」に改め、同条に次の3項を加える。

- 5 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第5条及び第6条の3の規定に基づく勤務を要しない日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間と、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（第3項の規則で定める勤務時間に限る。）とを合計した時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第3項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、第1項の規定による勤務にあつては $\frac{150}{100}$ （その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、 $\frac{175}{100}$ ）、第3項の規定による勤務にあつては $\frac{50}{100}$ を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。
- 6 勤務時間条例第6条の2第1項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、第1項の規定による勤務にあつては $\frac{150}{100}$ （その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、 $\frac{175}{100}$ ）から同項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に $\frac{25}{100}$ を加算した割合）を減じた割合、第3項の規定による勤務にあつては $\frac{50}{100}$ から同項に規定する規則で定める割合を減じた割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。
- 7 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について

て前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「 $\frac{100}{100}$ 」から同項に規定する規則で定める割合」とあるのは、「 $\frac{100}{100}$ 」とする。

第16条の4第1項中「第6条の2」を「第6条の3」に改める。

(職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 鎌倉市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和31年6月条例第17号）の一部を次のように改正する。

第6条の2を第6条の3とし、第6条の次に次の1条を加える。

(超勤代休時間)

第6条の2 任命権者は、鎌倉市職員の給与に関する条例（昭和26年3月条例第8号）第13条第5項の規定により超過勤務手当を支給すべき職員に対して、規則の定めるところにより、当該超過勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「超勤代休時間」という。）として、規則で定める期間内にある第3条第4項及び次条第1項の規定により勤務時間が割り振られた日（休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により超勤代休時間を指定された職員は、当該超勤代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

付 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。